

当社の知的財産戦略

Intellectual Property Strategies of KOBELCO ECO-SOLUTIONS



技術開発本部
知的財産室

二階堂 宏 央
Hiroo Nikaido

(弁理士)

永野 竜 規
Tatsuki Nagano

(弁理士)

我が国において、2003年の知的財産基本法の制定後、知財立国に向けての改革が進んできており、企業経営において知的財産をより重視する傾向になってきている。また、世界的な環境問題の深刻化から、我が国の環境技術に注目が集まってきている。本稿では、総合環境ソリューション企業である当社の知的財産活動を紹介するとともに、今後の知的財産戦略について述べたい。

In Japan, since the enactment of the Intellectual Property Basic Act in 2003, institutional reforms have been promoted in an effort to create a nation based on intellectual property, and there is also a growing trend in corporate management towards placing more emphasis on intellectual property. In addition, due to the deepening of global environmental problems, attention is now being focused on Japan's environmental technologies. In this article, besides introducing the intellectual property activities of our company, which is a corporation that supplies a comprehensive range of environmental solutions, we would also like to describe our company's future intellectual property strategies.

Key Words :

知的財産
知的財産戦略
特許戦略検討会
リスクマネジメント

Intellectual property
Intellectual property strategies
Patent strategy meeting
Risk management

まえがき

知的財産権は、企業が保有する技術を財産権として保護することができ、企業において事業競争力の維持、強化に欠かすことができないものである。そして、企業の成長、発展のためには、経営、技術開発、知財の一体化が重要になってきている。

一方、昨今の世界情勢に目を向ければ、地球温暖化問題等、世界的な環境問題の深刻化が問題となっている。この問題解決の糸口として、我が国が有する環境技術がクローズアップされてきており、優れた環境技術の国内外への発信と有効活用が求められている。このような状況において、環境技術に関する知的財産権をいかに役立てるかが、環境に携わる

企業にとって、きわめて今日的な課題となっている。

当社は、総合環境ソリューション企業として、有用な環境技術を保有しており、当社技術を知的財産権として保護し活用するように活動してきている。本稿では、当社の知的財産活動の特徴と現況を述べるとともに、前述の観点からの今後の知的財産戦略について述べる。

1. 当社の知的財産活動の特徴

1.1 特許戦略検討会

当社は、多面的、重層的な特許網形成のために、特許戦略検討会という当社独自の手法を開発し、機動的に各部署と実施している(図1)。特許戦略検討会とは、発明部署、知的財産室、弁理士の三者が

一緒に集まって、発明アイデアを検討する会議である。この特許戦略検討会でのヒアリング内容に基づき専門家である弁理士が明細書を作成するので、発明部署における発明考案説明書や特許明細書を作成するという負担の軽減と、アイデアの発掘という効果がある。

また、アイデアが出ればすぐに対応可能なので、タイムリーで、スピーディーな出願と、集中的な特許出願ができ、多面的、重層的な特許網形成に寄与している。さらに、三者がそれぞれの観点から発明をより深く掘り下げていくので、特許出願の「質」の向上に繋がっている。

1.2 リスクマネジメント

特許権は、設定登録により独占的な権利を取得する。そのため、当社技術と同一の他社の特許権が存在した場合、当社の事業活動に支障をきたすことになる。このようなリスクを事前に回避すべく、他社特許監視システムの構築と、他社問題特許を無害化する活動をおこなっている。他社特許監視システムとは、当社が関係する技術分野における競合他社特許の公開公報、登録公報が発行されたら、すぐにE-mailで関係部署に配信するものである。

そして、問題特許が発見された時は、関係者と知財部門が対策を協議し、特許権利化を阻止する必要があると判断した場合は、特許庁に対する情報提供を積極的におこなっている。当社において、例年数十件の情報提供を実施しており、高い権利化阻止率となっている。このように他社問題特許を無害化することで、当社の円滑な事業活動に寄与している。

また、万が一に特許が権利化された場合には、無効審判による特許権の無効化を図っている。ここ数年の当社が審判請求した他社特許権は、全て特許無効となっている。

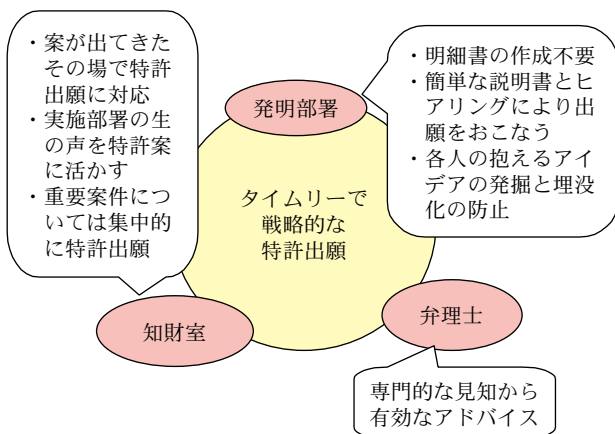


図1 特許戦略検討会概略図

2. 知的財産活動状況

2.1 出願状況

当社は多面的な権利保護の目的で、特許出願とともに、意匠出願を積極的におこなっている。すなわち、特許で商品の機能面を保護し、意匠で商品の外觀形状を保護するのである。

当社が総合環境ソリューション企業として新たに統合された2003年度の前年の2002年度から2007年度の本社の特許、意匠出願件数の推移を図2に示す。

当社の特許出願は、統合による効果と、前述の特許戦略検討会の推進により、2004年度以降は約80件～100件の出願をしている。この件数は、会社の規模を勘案すれば、環境関連企業としてはトップクラスの出願件数であると評価できる。また、意匠出願に関しては、2007年度は20件の出願を達成している。一昨年の意匠法改正により意匠権の権利期間が長くなったことから、今後も意匠出願も重視し強化していく方針である。

さらに、当社のオンリーワン、ナンバーワン技術については、表1のとおり重点的な特許、意匠出願を推進し、強固な特許、意匠網を構築している。これらの商品の市場における優位性を増強すべく、今後も当社のオンリーワン、ナンバーワン技術の特許網構築を引き続き推進していきたい。

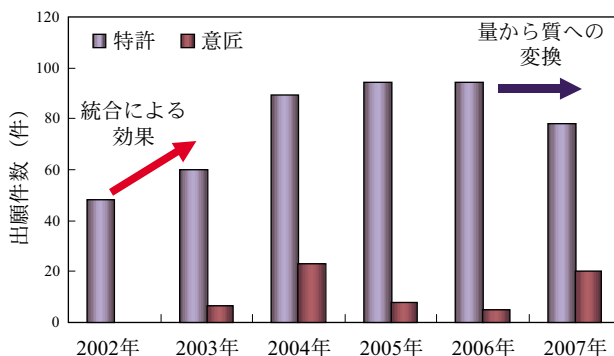


図2 当社の特許、意匠出願件数の推移

表1 当社のオンリーワン、ナンバーワン技術の特許、意匠出願状況 (2008年7月1日現在)

製品分類	出願件数
PCB・POPs 処理	139
HHOG	80
ガス化溶融炉	80
膜処理関連	53
プロセス機器	45
S-TE	35
バイオガス関連	25

2.2 権利化推進活動

当社の優れた環境関連技術の知的財産権による保護を目指して、特許庁に対する面接審査や早期審査請求制度を利用して、積極的な権利化活動を推進している。当社の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権）の保有権利数の推移を図3に示す。引き続き積極的な権利化活動を推進することで、当社の優れた環境技術の保護と知財力の向上に努めていきたい。

また、特許のビジネス活用度を増す目的で、2007年度に、「事業性」および「特許性」を客観的に評価し、総合評価点に基づき出願審査請求要否を決定する、出願審査請求ガイドラインを策定した。今後は、このガイドラインを運用していくことで、保有特許の実施率および特許登録率の向上と、重要技術の早期権利化を目指す方針である。

2.3 調査活動

当社では、特許、意匠、商標等の知的財産権の出願、権利化、他社特許対策の他に、多様な調査活動もおこなっている。単に特許出願前の先行技術調査や、事業化、上市に際しての侵害調査をするだけでなく、知財担当者自らパテントマップを作成し、関係部署に視覚的に理解されるよう工夫をしている。パテントマップの作成により、当社および他社の強み、弱み、問題特許の有無が一目で概観でき、当社の知財戦略の立案およびリスクマネジメントに大いに役立っている。

さらに、特許の公開公報に記載されている情報を最大限に利用して、当社および他社の開発、事業戦略、技術的な特徴等の調査、解析も実施している。今後は、特許情報に限らず、競合他社のIR情報や新聞情報を取込んだ戦略的な調査活動をおこなっていきたいと考えている。

3. 今後の知的財産戦略

当社は、「知財力を高めることで、事業競争力の強化を支援する」ことが知財部門の業務目的であるとの認識のもと、当社はこれまで知財活動を積極的に推進してきた。

しかしながら、企業間競争はますます厳しくなり、それにつれて知財が事業に対して果たすべき役割はさらに重要となってきている。また、環境に携わる企業として、環境問題の解決のために、当社の保有する知的財産権を役立てていくことも必要である。このような状況をふまえて、今後の当社の知財戦略について述べる。

3.1 維持管理ビジネスの特許出願の推進

廃棄物処理施設や水処理施設において、プラント

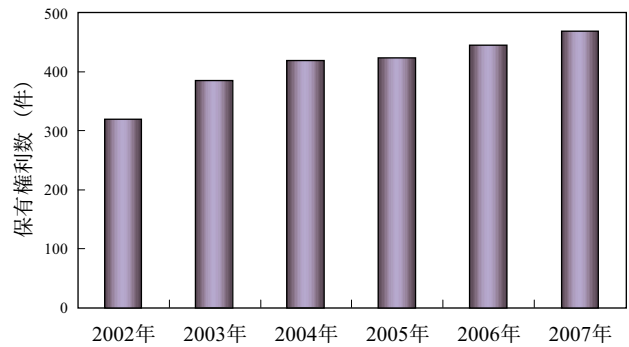
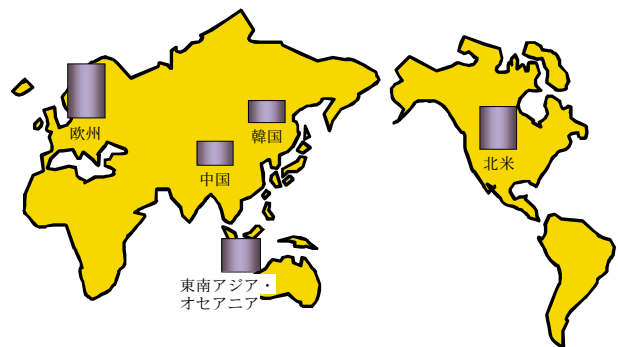


図3 当社の知的財産権の保有権利数の推移



の建設だけでなく、その後のプラントの運営や維持管理にもビジネスチャンスを求めるという方向性が顕著となってきている。当社においても、プラントの運営維持管理ビジネスを経営戦略の柱のひとつとしており、この経営戦略に沿って特許出願の推進に取り組んでいる。

この取組は、プラント現場での改善や、操業の最適化、メンテナンスの利便性向上、効率向上などの多くの事例の中から発明を見出し、特許化しようという試みである。そして、そのような特許を積み重ねて、プラントの維持管理の受注に寄与しようという試みである。そのために、プラントの開発、設計、建設、操業、メンテナンスに携わる関係者が一同に会して、前述の特許戦略検討会を開催し、検討を重ねている。

このような検討会を重ねることで、操業現場での貴重な改善提案や工夫を特許出願へと導くことができるようになった。その結果として、関係者の知財マインドおよびプラント維持管理関連の知財力の向上という、良好な知財サイクルが築き上がりつつある。今後もこの取組を継続し、維持管理ビジネスの強化に向けての知財戦略をより実効性のあるものにする方針である。

3.2 海外特許戦略

海外における当社の特許権の保有状況を図4に示す。この図に示されるように、当社はこれまで、米国、欧州だけでなく、中国、韓国、東南アジア、オセアニア地域にも特許権をまんべんなく保有している。昨今の世界的な環境問題は深刻であり、当社が保有する廃棄物処理技術、水処理技術関連の知的財産権を有効活用することにより、世界の環境問題の解決に役立てたいと考えている。その目的で、当社では今後の海外特許戦略について検討を重ねている。

海外に特許を出願するに際してもっとも重要なポイントは、「どの技術をどの国に出願するか」であり、それを、将来の当社の事業戦略および世界情勢を見越して、時機を失することなく決める事である。特許権を世界の有望な地域にいかに効率的に配置できるか否かが、海外特許戦略の成否と、その後の海外ビジネス活動に大きく影響するからである。

その一方、国際的な特許制度の動向をみると、PCT出願（特許協力条約に基づく国際出願）の普及、審査ハイウェイの整備による国際的な審査基準の共有化等、海外への特許出願の困難性とコスト面の問題が解消されつつある。

当社としては、この機をとらえて、効率的かつコストミニマムで、海外ビジネス活動をサポートできる海外特許戦略を推進していく方針である。

3.3 事業戦略、開発戦略、知財戦略の一体化

当社の事業活動において、知的財産の有効活用および特許権侵害の防止等のリスクマネジメントを適切に実施していくことが重要となってきており、知財は事業とは切っても切れない関係になっている。また、環境に携わる企業として、環境問題を解決し得る新技術の発掘と開発を継続していくことが企業の使命であり、開発した新技術を知的財産権で保護

し、それを有効活用していくことも必要である。このような状況から、当社の将来の知財戦略は、開発戦略および事業戦略との一体化を志向した特許戦略を実行していく必要がある。

開発戦略との一体化においては、環境問題の解決に寄与し得る新技術の調査、探索の段階から知財部門が関与して特許戦略を立案するとともに、開発デザインレビュー会議等に知財担当者が参画し、発明の掘り起こしと、特許権侵害防止等のリスクマネジメントを開発の進捗状況に応じて適宜講じていくことで、開発部門との連携強化を図っていく方針である。最終的には、開発担当者とは知財担当者が一心同体となって行動していく体制を目指している。

事業戦略との一体化においては、事業部門の特許出願の強化、全社知財教育の充実の他に、技術、営業会議への知財担当者の積極参画、経営層、幹部層への知財情報の発信とコミュニケーションの活発化を検討しており、会社全体としての知財力の向上と、リスクマネジメント力の強化を図る方針である。

これらの活動を通じて、事業戦略、開発戦略、知財戦略との一体化に取り組む所存である。

むすび

本稿では、総合環境ソリューション企業である当社の知的財産活動の紹介と、今後の知財戦略について述べた。引き続き、当社の知財力向上に向けた取り組みを進めることで、当社の環境関連技術の商品価値が高められるものと確信している。また、そうすることで、日本を代表する総合環境ソリューション企業の地位の確立と、世界の環境問題の解決に少しでも貢献できるよう努めていきたい。

[参考文献]

- 1) 西岡：神鋼パテック技報「知的財産権について」、Vol.42(1)、(1998)、p.100